

取組方針の見直しについて

令和8年6月9日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- 取組方針改定について 2
- R7年度までの取組状況の確認結果と現状の課題 7
- 【参考】取組の更新・追加について 10

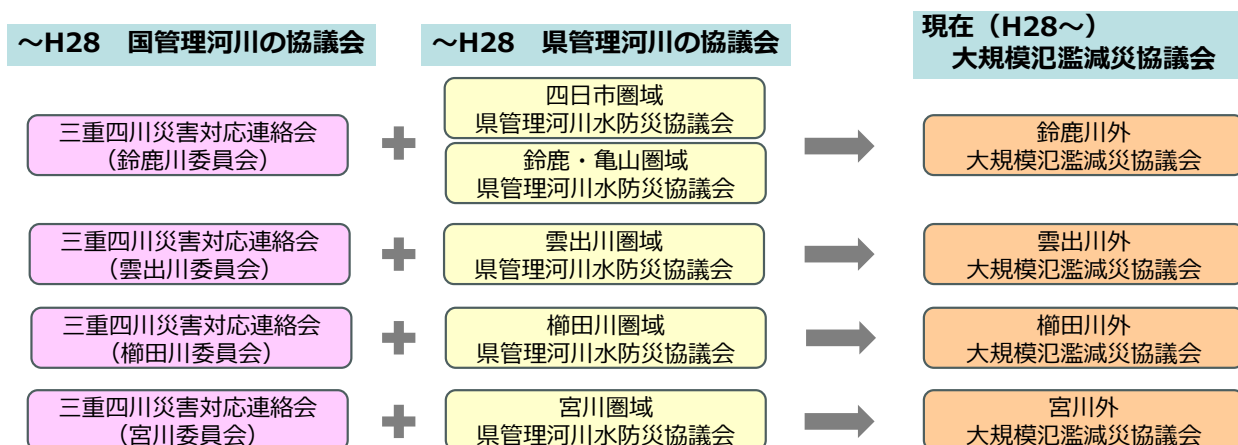
取組方針改定について

1.大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会の位置付け

大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災協議会では、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等を共有し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等による浸水被害軽減を実現するため、国・県の取組方針をフォローアップするとともに、関係機関が連携し、重点的に取組むべき項目について協議・共有する。

平成28年、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、国と県管理河川各々で開催していた協議会を、流域全体として取組を促進させるため、国及び県の協議会を統合し、大規模氾濫減災協議会を設置した。



流域治水協議会

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加えて、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、

- ①氾濫を防ぐための対策
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減・早期復旧・復興

のための対策を多層的に進めるため、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、ハード・ソフト一体となった事前防災対策をあらゆる関係者により連携して計画的に推進する。

→令和5年に流域治水プロジェクト2.0に更新

2. 取組方針改定の背景

現行取組方針の計画期間の満了

「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく（鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川の減災に係る取組方針）（以下、「取組方針」と記す）」（令和3年度改定）の計画期間の5年が経過

「流域治水プロジェクト2.0」における施策の反映

気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化するべく、必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新された。（令和6年3月）

- 「気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画」への見直しを見据え、直轄河川の対応メニューを更新。
- 関係機関の取組を現時点のものに更新。（居住誘導・内水排除 等）

近年の災害発生状況、法改正、社会情勢等の反映

R6年に発生した能登半島での地震・大雨により、複合災害への対策手法等についての提言が取りまとめられた。このような水防災に関わる状況の変化を受け、取組方針の更新を行う。

- 近年の災害発生状況（ex: 「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」提言）
- 社会情勢（ex: DX技術の活用、マスメディアとの連携、避難所での生活環境の向上）
- 法改正（ex: 災害対策基本法の一部改正、「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」の閣議決定）

取組方針の改定

現行取組項目の現状を踏まえた見直し
+
流域治水プロジェクト2.0における施策
+
水防災に係る全国的な動向

3. 現行の取組方針

概ね5年間（令和2年度～令和7年度）で達成すべき目標

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、
「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

目標に向けた取組

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

- 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動を行うための取組

※宮川水系：避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
- 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

3. 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
- 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項
- ダムの危機管理型の運用方法の高度化※宮川水系のみ

4. 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

5. 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4. 取組方針の改定方針

今回の改定方針

これまでの取組項目は、原則、引き続き実施かつさらなる推進

- 完了に向けて実施中、あるいは未実施の機関がある取組項目は基本的には引き続き実施
- 一部取組のステップアップ
例：想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知・WEB運用、水害BCP(事業継続計画)の作成・運用・検証
- 目標時期・取組機関を適宜見直し

「流域治水プロジェクト2.0」における施策の反映

- 流域治水プロジェクト2.0の施策を反映した取組の追加・更新
例：防災アプリ、SNS・広報紙・マスメディア等を活用した継続的な情報発信

近年の災害発生状況、法改正、社会情勢等の反映

- 多様なニーズを踏まえた避難所運営の検討、備蓄品の充実（R7災害対策基本法等一部改正）
- 先発の自然災害（地震等）による被災エリア全体のリスク把握、安全度評価手法の確立・運用
（能登での地震・大雨被害を受けた提言）

フォローアップについて

これまでは、5か年ごとに取組方針を策定し、取組を進めてまいりました。
令和8年度以降は単年度ごとに取組項目の見直しを行いながら、
これまで開催した協議会活動を継承し、フォローアップに取り組めます。

R7年度までの取組状況の確認結果と 現状の課題

5. R7年度までの取組状況の確認結果より考えられる、現状の課題

取組項目全体を通じて、課題として下記の回答が多くみられた。

- ② 実施方法等に関する他市町との連携や情報交換を要する
- ④ 実施対象でない（取組機関とされているが）

【実施上の課題】

1. 構成機関間での、連携・情報共有があまり活発でない。

- ・引き続き協議会にて各機関の取組状況を共有。
- ・各機関の担当者間での情報共有・相談等が活性化する仕組みづくりや、幹事会の運営を工夫する。

2. 実施主体が明確でなく、各機関が「どのように取り組むか」が曖昧である。

- 取組機関の精査を行うとともに、どのように取り組むかについても整理する。



① 取組対象機関の精査

② 各機関が「どのように取り組むか」の整理

これまでの取組状況や取組内容等より、対象機関を以下に整理した。

主体的に実施する機関	実施主体となる機関
協力・参加機関	実施主体より発信される情報の受け手や、実施主体による訓練への参加等が想定される機関
助言・支援機関	実施主体より相談があった場合に助言や支援の実施が想定される機関

5. R7年度までの取組状況の確認結果より考えられる、現状の課題

令和3年度以降の重点項目に含まれる取組で、課題があるとの回答が多くみられた。

→内容の一部を更新し、令和8年度以降も重点項目として継続的に取り組み、出水期前に各機関の取組内容を共有する

令和8年度以降の重点項目

① 水害リスク情報のさらなる充実と周知

- ・ 水害リスク情報の充実と活用（空白域の解消・水害リスクマップの策定・公表・周知、等）
- ・ 内水浸水想定区域図を作成・周知
- ・ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表
- ・ 想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知・WEB運用

② 持続的な水災害教育の実施と伝承

- ・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施
- ・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成
- ・ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施
- ・ 防災アプリ、SNS・広報紙・マスメディア等を活用した継続的な情報発信

③ 要配慮者の避難計画の作成促進と避難訓練の実施

- ・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進
- ・ 避難訓練の実施や地区防災計画の策定支援等による、共助の仕組みの強化
- ・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムライン等の個人防災計画の作成

④ その他減災に係る取組方針の項目

【参考】取組の更新・追加について

想定最大外力規模降雨を対象とした

洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知・WEB運用

洪水ハザードマップはおおむね策定済みとなっている。防災みえ.jp（三重県）をはじめ、多くの機関がWEBサイトにてハザードマップを公表していることを踏まえ、「WEB運用」を追加した。

下記に、WEBGISを活用した、洪水ハザードマップのWEB運用事例を紹介する。

洪水ハザードマップのWEBGISを活用した運用例

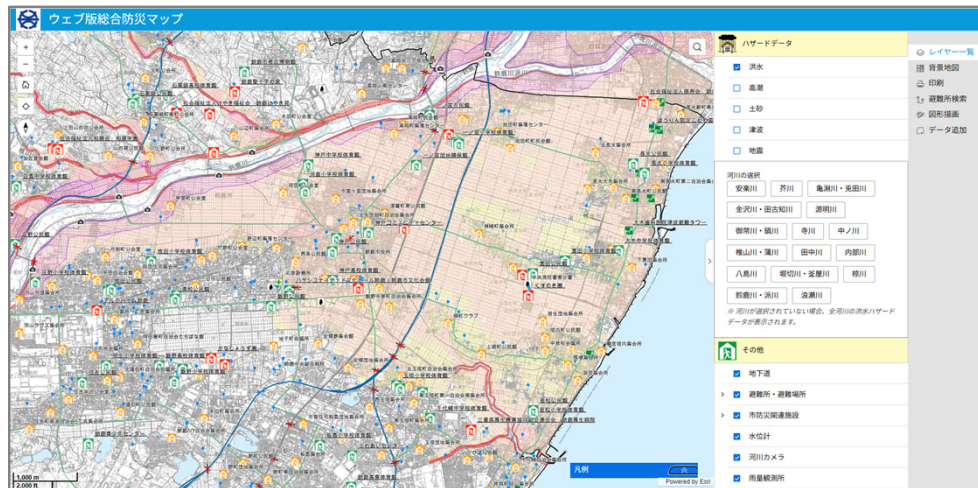
・ 鈴鹿市

(<https://experience.arcgis.com/experience/51609a9bc1224e0b90de7e56586cf00f>)

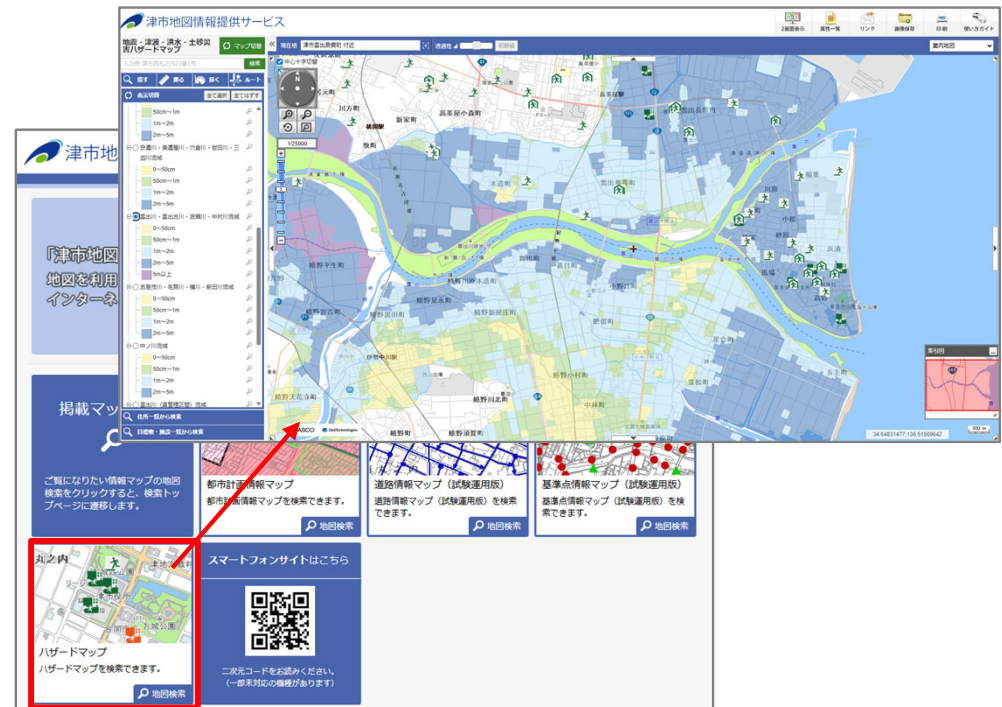
・ 津市

(<https://www2.wagmap.jp/tsu/Portal>)

鈴鹿市：ウェブ版総合防災マップ



津市：津市地図情報提供サービス



防災アプリ、SNS・広報紙・マスメディア等を活用した継続的な情報発信

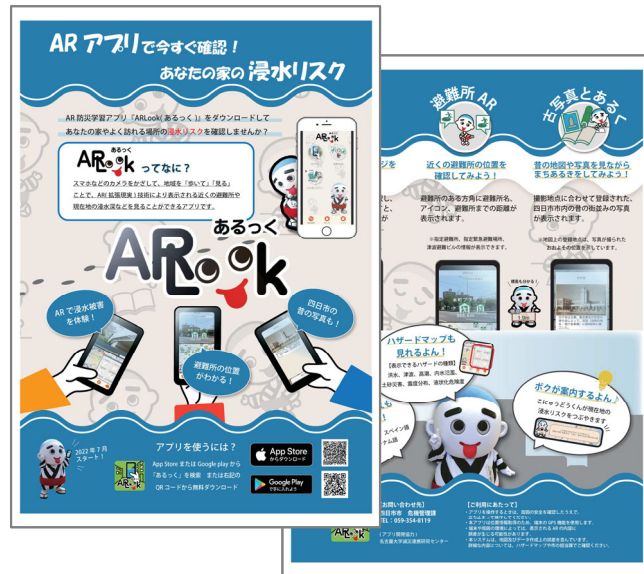
近年の情報発信ツールの多様化（みえ防災ナビの運用開始等）を受け、赤字を追加した。
下記に、防災アプリの開発事例、マスメディアの活用事例を示す。

防災アプリの開発・導入事例

- みえ防災ナビ <https://www.pref.mie.lg.jp/BOSAI/HP/m0100400080.htm>



- 四日市市 AR防災学習アプリ「ARLook」
<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/hazard-map/hm-04/>



マスメディアの活用事例

- 三重県

R7第一回流域治水協議会資料2より抜粋

◆県広報誌や新聞、テレビ、ラジオの活用



企業やNPO等と連携した避難体制等の確保

第一次国土強靱化実施中期計画がR7.6に閣議決定されたことを受けて、推進が特に必要となる施策の内容を反映するため、取組を更新した。

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策（個票）より

109

【内閣府】災害ボランティア等の多様な主体との連携

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(5) 地域における防災力の一層の強化

概要：災害時、被災地のニーズに応じてモレ・ムラなく支援活動を行うために、NPO等の多様な民間団体の活動の調整を行う災害中間支援組織の設置・機能強化を図る。また、避難生活支援のスキルを有する地域におけるボランティア人材の育成を図るとともにその育成に係る仕組みの構築、さらに、NPOや民間企業等の民間主体の災害対策への参画促進を図るための環境整備、支援を行う。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

平時から官民連携体制を構築・強化することにより、発災時にきめ細やかな被災者支援を実施し、災害被害の軽減を可能とする。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
都道府県域における災害中間支援組織の設置率	45% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
全国の市区町村(1,741市区町村)の地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率	1% (R5)	50% (R12)	100% (R17)

◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村 等



官民連携体制の構築に向けた検討会や啓発イベント等の実施



「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の開催

ダムや堤防等の防災施設の機能に関する情報提供の充実

取組の内容が分かりにくかったため、緊急行動計画（H31.1.29）を参照し、「**ダムや堤防等の防災施設の機能に関する情報提供の充実**」とした。

緊急行動計画（平成31年1月29日）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表（2018年12月改定）し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。
・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始（GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等）。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。
・洪水予報や河川水位の状況に関する解説	—	・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	・専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。 【国管理河川】 ・国及び水機管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋が

多様なニーズを踏まえた避難所運営の検討、備蓄品の充実

避難所運営について、避難所の生活環境の抜本的な改善や、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズへの対応が求められていることから、新たに取組を追加した。

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について (令和6年12月13日)

内閣府より引用

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月13日）
内閣府防災担当

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
- ・マンホールトイレの整備
- ・トイレカー・トイレトレーラーの確保
- ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
- ・スフィア基準「20人に1基」等を追記



食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用
- ・飲食業協同組合による調理人の派遣
- ・セントラルキッチン方式の活用
- ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安等を追記



生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄
- ・避難所の開設時に設置
- ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
- ・避難所の土足厳禁
- ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」等を追記



生活水の確保

- ・入浴機会や洗濯機等の確保
- ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
- ・スフィア基準「50人に1つ」等を追記



※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

災害対策基本法等の一部を改正する法律

(令和7年法律第51号)

内閣府より概要引用

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応

高齢者等への対応

3) 「被災者支援協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者支援に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者支援協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し

被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日／令和7年7月1日

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r7_01.html

R7.7に、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化する目的で、TEC-FORCE予備隊員の募集がされたことを受け、赤字を追加した。

中部地方整備局 記者発表資料より抜粋

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 7 年 7 月 23 日
国土交通省中部地方整備局
災害対策マネジメント室
港湾空港港湾空港防災・危機管理課

TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化します
～中部地方整備局において、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集します～

中部地方整備局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

1. 概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。今般、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を、「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

2. 職務内容

災害時には、必要に応じ、「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等を踏まえた派遣調整の上で採用し、被災地等で TEC-FORCE の一員として、以下の活動等に従事いただく予定です。

- 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整（リエゾン）
- 被災地における被害状況調査
- 被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言

※派遣前には、必要な研修を受講いただきます。

※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。

※本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての登録期間は令和 8 年 9 月 30 日までです。

※本募集は、「河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・港湾等」の分野に係るものです。

3. 募集内容

詳しくは下記の URL に掲載している「募集要項」をご覧ください。

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec_reserve_member/20250723_01.html

「TEC-FORCE 予備隊員」の登録人数は「10 名程度」を予定しています。

※応募状況によっては、人数が変更となる場合があります。

※本募集について、以下の日時に応募者向けの説明会を実施します。

実施日：令和 7 年 8 月 5 日（火）13:30～15:00（予定）

令和 7 年 8 月 7 日（木）13:30～15:00（予定）

会 場：大津橋ビル 5 階大会議室（WEB 併用）※詳細は次ページを参照願います。

4. 選考方法

書類選考及び面接

5. 募集期間

7 月 23 日（水）～9 月 17 日（水）18 時（必要書類をメール・郵送にて提出）

6. 配 布 先

中部地方整備局記者クラブ、港湾新聞社、港湾空港タイムス、日本海事新聞社、

海事プレス、マリタイムデーリーニュース

（本募集に関する問合せ先）

○河川・砂防・海岸・道路・上下水道・機械・電気・その他分野 TEL:052-685-0533

災害対策マネジメント室：室長 栗山 康弘、室長補佐 川口 晃

○港湾分野 TEL:052-209-6328

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課：課長 外山 裕司、課長補佐 吉見 直之

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容(災害派遣時)

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管内（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現に向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン（災害対策現地情報連絡員 Liaison、「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）



公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



災害応急対策に必要な技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等を行います。

TEC-FORCE等に係る機能強化のための、被災状況把握の高度化、資機材や装備品の充実・強化

第一次国土強靱化実施中期計画がR7.6に閣議決定されたことを受けて、推進が特に必要となる施策の内容を反映するため、新たに取組を追加した。

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策（個票）より

79

【国土交通省】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(3) デジタル等新技术の活用による国土強靱化施策の高度化

概要：大規模災害発生時における被災自治体支援の備えとして、高度な専門性を有する多様な主体とTEC-FORCE等が被災地で一体的に活動するための官民連携の強化による新たな体制整備や、活動の迅速性・安全性・継続性を向上させるための資機材や装備品等の充実・強化を実施。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

被害状況把握の高度化に必要な資機材整備・訓練、災害対策用車両の整備、信頼性の高い通信機能を有する防災拠点の整備などを実施し、被災自治体への支援体制を確保する。

< KPI・目標 >

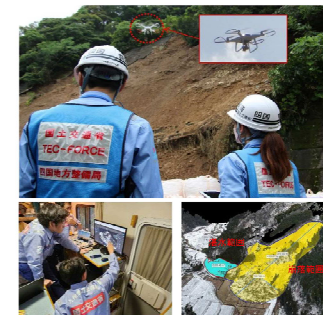
KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
TEC-FORCE(対象隊員数：約8,900人)による被災状況把握等の高度化(DIMAPSを始めとした情報集約ツールの開発等)への対応(訓練・研修・講習の受講)完了率	16% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
大規模氾濫等に対応(高揚程化による機能強化)するための災害対策用車両(排水ポンプ車：約240台(令和6年度末時点))の整備完了率	75% (R6)	83% (R12)	100% (R22)
国土交通省の庁舎等の防災拠点(対象：約890拠点(令和5年度末時点))のうち、信頼性の高いネットワーク(大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等)を運用できる防災拠点の整備完了率	29% (R5)	72% (R12)	100% (R17)

◆実施主体：・国

対策実施例



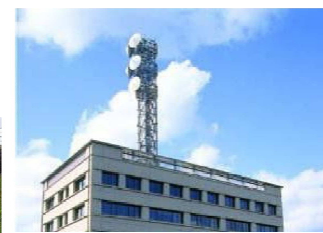
低軌道周回衛星を使用した衛星通信設備等の整備



被災状況把握の高度化に向けた資機材整備・訓練



災害対策用車両の整備
(排水ポンプ車)



防災拠点の整備
(多重無線装置の整備)

水位状況を確認するための観測施設(危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ、ワンコイン浸水センサ等)の設置

雲出川流域治水プロジェクト2.0、津市でのワンコイン浸水センサ実証実験の実施を受け、赤字部分を追加した。

令和7年度は232の自治体で実証実験を行います ～様々な地域にワンコイン浸水センサの取組を拡充します～

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001301.html

国土交通省報道資料(参考資料)より

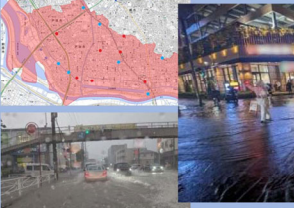
参考資料

ワンコイン浸水センサ実証実験の概要

ポンプ設置のタイミングや通行可否の判断に浸水センサを活用



実証実験参加自治体：秋田県秋田市
(令和6年7月9日 浸水状況)



実証実験参加自治体：埼玉県戸田市
(令和6年7月31日豪雨 浸水状況)



浸水センサ

浸水発生時の迅速な判断・情報発信に役立つ
ワンコイン浸水センサ実証実験
～ 官民連携による流域の浸水状況把握 ～

POINT! 浸水情報をリアルタイムにホームページで公開しています。

国土交通省HP ワンコイン浸水センサ実証実験
<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています
国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中!

官民連携による浸水域把握(活用のイメージ)

保険会社 保険加入者住宅への設置による、被害状況の把握、保険金支払いの円滑化	河川管理 河川における洪水や氾濫の早期把握 排水ポンプ車の配置の迅速化
警備会社 警備対象施設における浸水被害の早期検知、対応の迅速化	施設管理 各種インフラ施設の浸水把握
店舗管理 店舗施設における浸水被害の早期検知、対応の迅速化	自治体 地域の被害把握、災害対応の迅速化、避難情報発信

データ集約

ワンコイン浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている浸水センサ

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム



浸水センサ表示システムのイメージ(広域&拡大)

ワンコイン浸水センサ実証実験参加者の声

A自治体
浸水センサを活用することで、浸水範囲や浸水深を早期に把握することが可能となるため、避難情報発令及び通行規制の判断や面的な被害状況の把握に繋がりたい。

B企業
急な浸水や内水氾濫をいち早く把握することで管理施設の被害防止・軽減、早期復旧に活用したい。

お問い合わせ先
国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室
ワンコイン浸水センサ 担当
E-Mail: hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp

浸水センサの導入事例

R7第一回流域治水協議会資料2より抜粋

伊勢市

【浸水センサの情報提供】

国土交通省から浸水センサの移管を受け、令和6年度から情報提供を行う。



津市

【浸水センサの設置】

・令和5年度より、ワンコイン浸水センサ実証実験に参加し令和6年度は、9箇所のアンダーパスを含む18箇所に設置した。



災害拠点病院・大規模工場・物流拠点等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

第一次国土強靱化実施中期計画がR7.6に閣議決定されたことを受けて、推進が特に必要となる施策の内容を反映するため、取組内容を更新した。あわせて、災害発生時における支援物資の円滑な輸送体制の構築を図る観点から、物流事業者等との協力協定の締結等を見据えつつ、まずは浸水リスクに関する説明や啓発活動から着手することとした。

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策（個票）より https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

61

【国土交通省】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築

国土強靱化

対応課題：(2)経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要： 地方ブロックごとに国、自治体、物流事業者等の関係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者等との災害時協力協定の締結・高度化等の促進や、より災害耐性に優れた物流総合効率化法の認定を受けた特定流通業務施設の民間物資拠点へのリストアップ及び「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の普及促進等、各地域における支援物資輸送体制の確立に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資輸送の実効性を高める取組を促進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

物流事業者等との災害時協力協定の締結・高度化等の促進等の取組を進め、各地域の実情に応じた災害時の円滑かつ迅速な支援物資輸送体制を維持・確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
全国の市区町村(1,741市区町村)と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率	62% (R6)	80% (R12)	100% (R17)

◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村/物流事業者等

取組実施例

<協定締結がなかったため、物流専門家の不在等により、ラストマイルにおける支援物資の輸送や保管に混乱が生じた事例>



<物流専門家の協力によりスムーズな拠点運営が実施>



60

【国土交通省】物流事業者における災害対応力の強化

国土強靱化

対応課題 (2)経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要： 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築等の取組を促進する。また、営業用倉庫等の物流施設への非常用電源設備の導入支援等により物流拠点の災害対応能力の強化を図る。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

物流事業者のうち大企業、中堅企業についてBCPの策定を完了させるとともに、民間物資拠点について電源設備の導入を完了させることにより、災害発生時も物流機能やサプライチェーンを維持する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
物流事業者(大企業:全国689社)におけるBCPの策定完了率	41% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
物流事業者(中堅企業:全国2,840社)におけるBCPの策定完了率	17% (R5)	80% (R12)	100% (R17)
民間物資拠点(全国1,816か所)のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率	19.7% (R5)	50% (R12)	100% (R24)

◆実施主体：・国/民間企業等

対策実施例

○非常用電源設備の導入を支援



荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン

<平成27年に「荷主と物流事業者が連携したBCP作業のためのガイドライン」を策定し、周知>

施設・庁舎・鉄道施設等の耐水化

第一次国土強靱化実施中期計画がR7.6に閣議決定されたことを受けて、推進が特に必要となる施策の内容を反映するため取組内容を更新した。

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策（個票）より

46

【国土交通省】鉄道施設の浸水対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(2)経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。電気設備等の移設や止水板、防水扉等の設置により、電気設備等の浸水被害を防止する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標： 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策を完了し、鉄道の耐災害性を確保する。

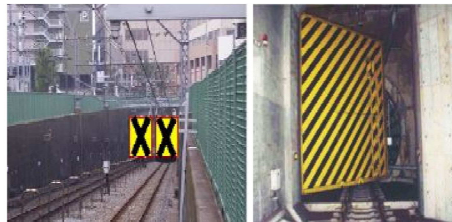
<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等（約1,000か所）の浸水防止対策の完了率	38% (R5)	74% (R12)	100% (R24)

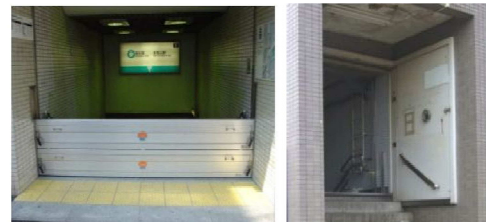
◆実施主体：

・鉄軌道事業者

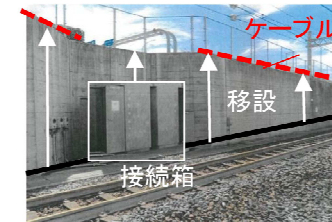
対策実施例



トンネル坑口・トンネル内
における浸水対策



地下駅出入口
における浸水対策

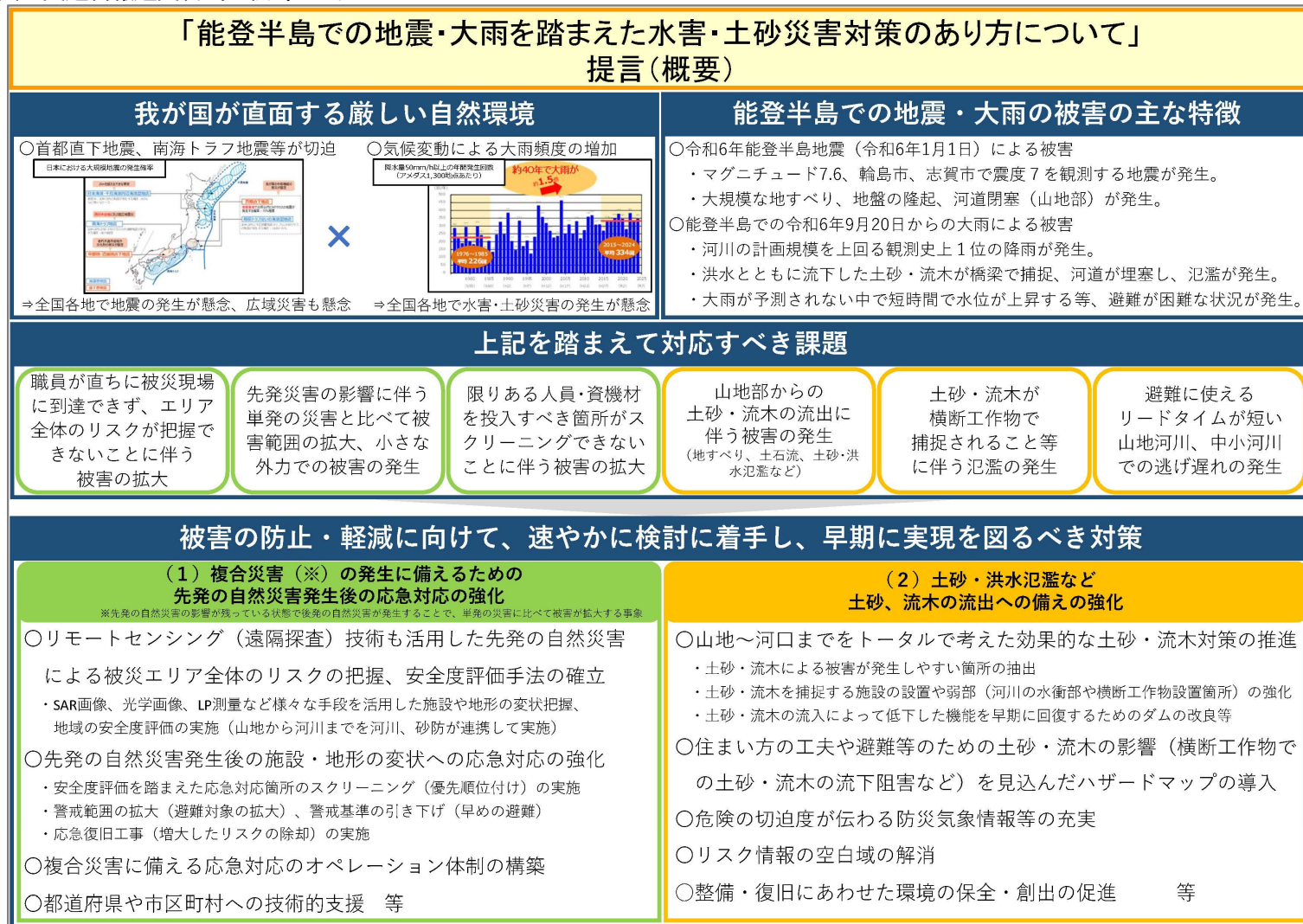


電気設備の移設による
浸水対策

先発の自然災害(地震等)による被災エリア全体のリスク把握、安全度評価手法の確立・運用

R7.6に「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」提言が公表された。複合災害の発生に備えるための先発の自然災害発生後の応急対応の強化が、被害の防止・軽減に向けて、速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策として挙げられていることを受けて、新たに取組を追加した。

国土交通省報道資料（別紙1）より



大規模地震による複合災害に備える、河川管理施設の耐震・津波対策(補強等)

第一次国土強靱化実施中期計画がR7.6に閣議決定されたことを受けて、推進が特に必要となる施策の内容を反映するため、新たに取組を追加した。

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策(個票)より

19 【国土交通省・農林水産省】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策 **国土強靱化**

NATIONAL RESILIENCE

対応課題: (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

概要: 南海トラフ地震や首都直下地震等、将来発生が予想されている大規模地震を踏まえて、国民の生命と財産を守るため、河川管理施設、ダム管理施設、海岸保全施設等の耐震対策を実施する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域に位置している、社会・経済活動を支える基礎的な河川管理施設、ダム管理施設、海岸保全施設等のインフラの耐震対策を実施し、将来発生が予想されている大規模地震の被害を軽減する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等(約830km)の地震・津波対策の対策完了率	83% (R5)	87% (R12)	100% (R42)
南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等(約330か所)の地震・津波対策の対策完了率	77% (R5)	90% (R12)	100% (R22)
南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等におけるダム等管理設備(約1,600か所)の耐震整備完了率	82% (R5)	86% (R12)	100% (R37)
南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等(延長約3,500km)の耐震対策の完了率	65% (R5)	69% (R12)	100% (R62)

◆実施主体: ・国/都道府県/水資源機構/海岸管理者 等

対策実施例



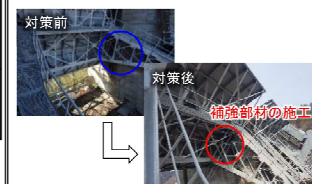
河川堤防の損傷



護岸・水叩きの損傷



河川堤防の耐震対策



ダムのゲートの耐震対策



海岸堤防の耐震対策

衛星画像・ドローン等の活用による、河川巡視・点検の実施

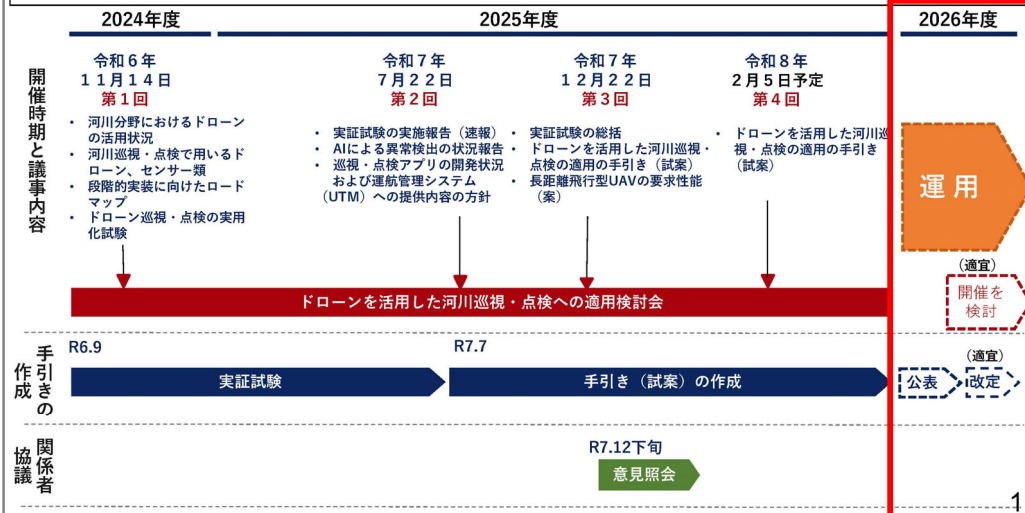
昨今の技術の進化、また、ドローンを活用した河川巡視・点検への適用検討会がR6に設置され、R8以降の段階的な実装を目標としていること、第一次国土強靱化実施中期計画（施策24）を受け、新たに取組を追加した。

ドローンを活用した河川巡視・点検への適用検討会（第3回 R7.12.22）

別添資料「検討会の今後の予定について」より抜粋

検討会の今後の予定について

- 第3回検討会終了後、手引き（試案）の関係者意見照会を実施予定。
- 令和8年2月に第4回を開催し、年度内に「ドローンを活用した河川巡視・点検の適用の手引き（試案）」を策定・公表する。
- 令和8年度以降、一部国管理河川において、手引き（試案）に基づいた河川巡視及び点検の実装を目指す。
- 令和8年度以降も運用による知見や実施状況により、適宜、検討会の開催や手引き（試案）の改定を予定。



資料3

「ドローンを活用した河川巡視・点検の適用の手引き（試案）概要と要点」より抜粋

ドローンを活用した河川巡視・点検の適用の手引き（試案）概要と要点

- 手引き（試案）の概要
- 基礎編の概要
- 河川巡視編の概要
- 点検編の概要

※本資料は、法令等の改正を反映しない項目と実証試験で得られた知見を基に定めた河川巡視編にあり参考とされたい項目が混在することにご留意する必要があります。

令和7年12月22日

1. 手引き（試案）の概要 ～目次構成について～

- 手引きの構成にあたって、基礎知識の偏りや利用者の観点から、「基礎編」「河川巡視編」「点検編」と分けて構成する。
- 特に基礎編については、ドローンに関する技術や関連法令は変化が早いので、必要な部分だけを柔軟に改訂することができる。河川巡視や点検の運用のみを改訂する場合にも同様。

【基礎編】

ドローンの種類や関連法令（航空法・河川法等）、操縦資格制度（国家資格や民間資格）、操縦・撮影に関する基本事項、安全管理など、**ドローン運用に必要な基礎知識を記載**する。

- 第1章 総説（目的・適用範囲・用語の定義）
- 第2章 ドローンに関する基礎知識
- 第3章 ドローンの飛行に関する手続き等
- 第4章 安全管理

【河川巡視編】

河川巡視は、「平常時」「出水時」「地震後の一次点検」といった状況に応じて分類され、それぞれで把握すべき項目や対応が異なる。そのため、本編では目的ごとに章を設け、**各分類に応じたドローンの活用方法を体系的に整理**する。

- 第1章 はじめに
- 第2章 平常時の河川巡視
- 第3章 出水時の河川巡視
- 第4章 地震後の一次点検

【点検編】

点検は、「堤防」「河川構造物」「河道」といった対象ごとに分類され、それぞれで確認すべき項目や留意点が異なる。そのため、本編では**点検対象ごとに章を設け、各対象に応じたドローンの活用方法を体系的に整理**する。

- 第1章 はじめに
- 第2章 堤防
- 第3章 河川構造物
- 第4章 河道

衛星画像・ドローン等の活用による、河川巡視・点検の実施

中部インフラDX行動計画（中部地方整備）より抜粋

(2) ②-2) ドローンや画像解析(AI)を活用した河川巡視等の高度化

中部インフラ
DX
行動計画

ドローンやAIを活用した河川巡視等の高度化

目標	現在、職員等がパトロール車等で目視により河川巡視を実施しているが、河岸等の車の進入が困難な場所は、徒歩や船により異常箇所を点検。このため、ドローン・画像解析技術(AI)を活用して異常箇所を自動抽出する等の技術開発を推進し、河川管理等の高度化を図る。	
取組概要	【現状】 現在、職員等がパトロール車等で目視により河川巡視を実施しているが、河岸等の車の進入が困難な場所は、徒歩や船により異常箇所を点検しており、巡視の高度化、巡視員の安全確保に課題。 ドローンや画像解析(AI)を活用した河川巡視 現状：河川巡視（目視） 将来：ドローンを活用した河川巡視（画像解析(AI)） 天竜川下流における手引き 無人観測機（UAV）による河川調査・管理への利用の予行（案） 国土交通省 中部地方整備局 河川河川管理課 【将来的な目標】 国が管理する河川において、ドローン・画像解析技術(AI)を活用して異常箇所を自動抽出する技術開発を推進し、河川管理の高度化を図る。 【UAVによる砂防施設の点検】 ・自律飛行を含めたUAVによる施設点検（撮影）を実施。 ・長時間飛行ドローンの実証により巡視・点検への活用を推進。 従来点検 UAV点検 【ドローン・画像解析技術を活用した河川巡視の活用例】 洪水前 洪水後 ドローン計測 変状把握 観測から異常・変状箇所の把握までを自動化 不法行為把握（AIによる異常の自動判別） 【ドローン・画像解析技術を活用した河川巡視の効果】 ・洪水による河道の変化を定量的に把握 ・日々の巡視では変化を捉えにくい土砂移動や樹木の変化を定量的に把握 ・施設の損傷等について、経年的変化を定量的に把握 ・人が近づきにくい部分や危険箇所の状況を容易かつ安全に把握	

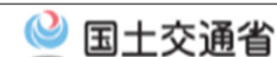
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
河川巡視 ドローン・AIを活用した巡視技術開発・検討	画像解析のためのデータ収集（雲出川）				
	先行河川（狩野川・天竜川下流）での試行				
砂防施設点検 UAVによる砂防施設点検試行（モデル事務所）		全事務所での試行		事務所での段階的な試行拡大・運用検討	
				試行継続・段階的な運用検討	

※今後の予定は現時点の想定であり、今後の進捗状況により、変更等が生じる場合があります。

衛星画像・ドローン等の活用による、河川巡視・点検の実施

R2第2回流域治水協議会資料2より抜粋

【度会町】流域治水プロジェクト対策メニュー



【目標(コンセプト)】

災害発生時にドローンの活用により、宮川の増水状況等を写真や映像により撮影し被害状況を迅速に把握する。
また、住民が安全安心に行動するため、撮影した防災情報をSNSやホームページで提供する。

ドローンの活用による災害対策

- ・災害の状況確認
- ・災害情報の迅速な配信 等

宮川の増水による道路冠水箇所
 県道伊勢大宮線他3路線 9箇所
 町道川南線他1路線 5箇所

度会町県道冠水箇所



【県道冠水状況】

【平時】



【冠水時】



対策メニュー

【主体】

短期

中・長期

■ 冠水をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・準用河川一之瀬川流樹木撤去

【町】

■ 被害対象を減少させるための対策

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク空白域の解消(ハザードマップの作成)
- ・持続的な水災害教育の実施と伝承(防災教育の支援)
- ・高齢者の避難行動への理解促進(避難行動要支援者名簿作成・更新)
- ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供(雨量計の設置)
- ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供(ドローンの活用)
- ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信(広報誌)
- ・企業と連携した小型無人機による情報収集

【町】

【町】

【町】

【町】

【町】

【町】

【町】

※国策事業は15年程度、中・長期事業は10～20年程度を想定

25

土砂災害に対する警戒避難体制の整備・改善(土砂災害訓練の実施等)

取組内容を明確、かつ発展させるため赤字を追加した。
下記に、土砂災害に関する防災訓練の実施例を示す。

・伊勢市

水防訓練にて、消防団、伊勢市消防本部、三重県建設業協会伊勢支部が合同で土砂災害救助訓練を実施（R7.6）

伊勢市消防本部HPより引用



<https://www.city.ise.mie.jp/syoubou/syouboudan/1018166.html>

・大台町、多気町、明和町

令和7年度多気郡管内消防団幹部訓練において、土砂災害救出訓練を実施（R7.5）

大台町HPより引用



<https://www.odaitown.jp/chocho/724.html>

・三重県

防災啓発番組にて土砂災害総合防災訓練の様子を紹介



レッツ！防災～土砂災害総合防災訓練（三重県防災啓発番組）平成27年7月放送

チャンネル三重県
チャンネル登録者数 5800人

チャンネル登録

👍 高評価

🔗

🔗 共有

🔖 保存

⋮

<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/005962.htm>